

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
16021	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内において、延べ面積300㎡、木造、地上2階建の助産所の屋根の過半を修繕する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「助産所」は、「別表1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その一号の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、児童福祉施設等については、「令19条1項」に規定されている。「助産所」はその中に含まれているため特建であり、延べ面積300㎡であるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じるため、誤り。	×
01014	用語の定義	大規模の修繕	木造、地上2階建ての建築物において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当する。	「法2条第十四号」に「大規模の修繕」の解説が載っており、そこを訳すと「種類以上の主要構造部の過半を修繕することを大規模の修繕」という。とわかる。また、「法2条第五号」の「主要構造部」をチェックすると、「土台」は主要構造部に含まれない。ゆえに、問題文の場合には「大規模の修繕」に該当しない。(この問題は、コード「23014」の類似問題です。)	×
22011	用語の定義	特殊建築物	地域活動支援センターの用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	「地域活動支援センター」は「別表1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その一号の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、児童福祉施設等については、「令19条1項」に規定されている。「地域活動支援センター」はその中に含まれているため「特建」に該当するとわかる。(この問題は、コード「16011」の類似問題です。)	○
28031	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	木造、延べ面積500㎡、高さ8m、地上2階建ての共同住宅における、屋根の過半の修繕は、確認申請が必要である。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「共同住宅」は、「別表1(イ)欄用途」に該当する特建であり、延べ面積200㎡を超えるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じる。	○
22031	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における「木造、延べ面積500㎡、高さ8m、地上2階建ての事務所の屋根の過半の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号～三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、申請義務は生じない。	○
02034	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	「木造、延べ面積150㎡、高さ8m、平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号～三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、確認済証の交付を受ける必要はない。	○
02043	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなものは、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条1項」のカッコ書きに「計画の変更」について載っており、「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)を行う場合、あらかじめ、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。「軽微な変更」については、「規則3条の2」に載っており、その「三号」より「建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更は、軽微な変更」に該当する。」とわかる。よって、問題文の場合、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。(この問題は、コード「17052」の類似問題です。)	○
19044	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、原則として、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「計画の変更」について載っており、そこを訳すと「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)をして、法6条第一から三号条件に該当する建築物を建築する場合においては、あらかじめ、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。また、「規則3条の2」に「計画の変更が除外される軽微な変更」について載っており、その「二号」より「敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更は、計画の変更から除外される(あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。）」とわかる。問題文は正しい。	○

一七三号 建築
大規模修繕
特修繕
同別 建築

合子合子のが
子地こさるよ

特建の七三〇

木造に
七三〇七
二七三〇三

木造と木造は
三三〇(非木造)
七三〇七

周囲への
高さは
小さくする

建19.容積率.は.小さくする.

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
18012	確認申請	建築基準関係規定	高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	「建築確認」とは建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうかの確認を受ける制度であり、「建築基準関係規定」には、建築基準法その他、都市計画法、消防法、駐車場法等の一部の規定が含まれる。「令9条」に「建築基準関係規定」の解説が載っており、その「四号」及び「九号」より、「高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。」とわかる。問題文は正しい。 →「ア」付まで検査済み。	○ 113113 採択はされない! 「0」の定数 →後回し。 4択 2はトライダル 川原君と重要。
29031	確認申請	増改築10㎡緩和	防火地域内の、木造、延べ面積100㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅における、床面積10㎡の増築は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号～四号条件に該当する建物における建築(増築を含む)」には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、防火地域内(都市計画区域に定められる)における「四号」の建築に該当する。尚、「2項」の緩和規定(通称:増改築・移転10㎡緩和)は、「防火地域内」の場合、適用されない。よって、申請義務が生じる。	○ 防火・準防火域外 増改築10㎡以内
01033	確認申請	増改築10㎡緩和	「鉄骨造、延べ面積100㎡、高さ5m、平屋建ての一戸建ての住宅における、鉄骨造、床面積15㎡、平屋建ての附属自動車車庫の増築」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、その「2項」を訳すと「防火地域及び準防火地域以外において、建築物を増改築・移転する場合で、その床面積が10㎡以内であるときには申請義務は生じない。」(通称:増改築・移転10㎡緩和)とわかる。問題文の建物は「床面積10㎡を超える附属自動車車庫の増築」のため、申請義務が生じる。 元々建物も10㎡以内だから	○
25031	確認申請	新築	都市計画区域内における「鉄骨造、延べ面積10㎡、高さ6m、平屋建ての倉庫の新築」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	問題文の建物は、「法6条」の「一～三号」条件のいずれにも該当しないが、「四号」条件である「都市計画区域内における建築」に該当するため申請義務が生じる。	× 10㎡以内 31.173以内! 新築に10㎡未満はなし。 問題文に10㎡とあり3と、 なぜか増築と併せしめろ。
29033	用語の定義	確認済証	防火地域内における、鉄骨造、延べ面積400㎡、平家建ての、鉄道のプラットホームの上家の新築は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法2条第一号」より、問題文にある「鉄道のプラットホームの上家」は「建築基準法上の建築物に該当しない。」とわかる。ゆえに、申請義務は生じない。 ここを...	×
16025	確認申請	指定確認検査機関	特定行政庁は、建築物の計画について、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた場合において、当該建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない。	「法6条の2」に「大臣等の指定を受けた者による確認(指定確認検査機関による確認)」について載っており、その「6項」を訳すと「指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた場合において、当該建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない。」とわかる。 特定行政庁と指定確認検査機関の関係性。 (知事、市町村)	○ 関係性
21301	確認申請	確認の特例	木造の一戸建ての住宅に関して、建築士の設計に係る延べ面積120㎡、地上2階建ての住宅で、建築確認の特例により、建築基準法令の規定の一部が審査から除外される場合であっても、当該規定は遵守されなければならない。	「法6条の4」に「申請義務が生じる建物の特例措置」について載っており、その「三号」より「法6条1項四号(通称:四号物件)の建築について建築士が設計を行った場合、申請の一部が免除される。」とわかる。ここで注意すべきことは、あくまで規定の一部が審査から除外されるだけであり、審査の有無に係わらず法令(当該規定)は遵守されなければならない。ゆえに、問題文は正しい。	○
21041	確認申請	確認の特例	確認済証の交付を受けなければならない建築物である認証型式部材等の新築の工事にあっては、工事が完了したときに、建築主事等又は指定確認検査機関の完了検査を受ける必要はない。	「法68条の20」に「認証型式部材等の特例措置」について載っており、その1項及び2項より、「認証型式部材等においては、確認申請の交付に関する審査のうち、一部の審査(法6条第4項、6条の2第1項等)について、当該型式が審査に適合したものとみなし、所定の建築物である認証型式部材等においては、完了検査における一部の検査(法7条第4項、第7条の2第1項等)について、当該型式が検査に適合したものとみなす。」とわかる。問題文に、「工事が完了したときに、建築主事等又は指定確認検査機関の完了検査を受ける必要はない。」とあるが、ここで注意すべきことは、個別の認証型式部材等について、検査事項から除外されるだけで、建築物の完了検査そのものが免除されるわけではない。ゆえに、建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を受けなければならない。問題文は誤り。(この問題は、コード「18035」の類似問題です。)	×

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29042	確認申請	確認の特例	鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅の用途に供する建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。	「法68条の20」に「認証型式部材等に関する確認及び検査の特例」について載っており、その「1項」を訳すと「認証型式部材等は、確認済証の交付に関する審査のうち一部の審査については、当該型式が審査において適合するものとみなす。」とわかる。また同条「2項」より、「建築物である認証型式部材等でその新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査、中間検査の一部の検査については、当該型式が検査において適合するものとみなす。」とわかる。ここで注意すべきことは、あくまで申請手続や検査の一部が省略されるだけで、申請義務、検査そのものが免除されるわけではない。問題文は正しい。	○
28012	確認申請	中間検査	地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事は、「特定工程」である。	「法7条の3第一号」「令11条」より、「階数が3以上である共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事は、特定工程とわかる。 <i>中間検査</i>	○
26044	確認申請	中間検査	建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上4階建ての寄宿舎の新築の工において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事は、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主の中間検査を申請しなければならない。	「法7条の3」より、「建築主は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事は政令で定める工程を終えたときは、建築主の検査を申請する。」とわかる。また「政令で定める工程」については、「令11条」に載っており、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事は」とわかる。問題文には「寄宿舎」とあり、これに該当しないため申請の必要はない。 <i>失点パターン (・受験上「二号」で「別毛」・単純に読めればよし・類似問題を勝手に判断)</i>	○
17053	確認申請	中間検査	建築主は、特定行政庁が指定する特定工程に係る工事を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、原則として、その日から4日以内に建築主事に到達するように、建築主事の検査を申請しなければならない。	「法7条の3」に「中間検査」の解説が載っており、その「2項」を訳すと「建築主は、工事が特定工程を含む場合において、工事を終えたときは、その日から4日以内に建築主事に到達するように、検査を申請しなければならない。」とわかる。また、「法7条の4」に「大臣等の指定を受けたもの(指定確認検査機関)による中間検査」に規定されており、そこに「指定確認検査機関が検査を引き受けたときは、主事の検査は免除される。」とある。ゆえに問題文は正しい。	○
23044	確認申請	中間検査	特定工程を含む建築工事の場合、建築主は、当該特定工程に係る工事を終えたときは、建築主事又は指定確認検査機関による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該特定工程後の工程に係る工事を施工してはならない。	「法7条の3」に「中間検査」の解説が載っており、その「6項」を訳すと「特定行政庁が指定した特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」とわかる。(この問題は、コード「14032」の類似問題です。)	○
01041	確認申請	仮使用	鉄骨造、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅を新築する場合には、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。」とわかるが、「同条ただし書き」より、「(第一号)特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるとき、(第二号)建築主事又は指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして大臣が定める基準に適合していることを認めるときに該当する場合、建築主は、検査済証の交付を受ける前に、建築物の部分を使用することができる。」とわかる。 <i>仮使用承認制度</i>	○
25044	確認申請	仮使用	鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上3階建ての事務所を新築する場合には、当該建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築に係る建築物を使用することができない。	「法7条の6」より、「法6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない。」とわかる。問題文の建物は、RC造3階建てのため、「三号」に該当する。	○
02044	確認申請	仮使用	建築主は、鉄骨造、延べ面積200㎡、平家建ての飲食店を新築する場合には、検査済証の交付を受けた後でなければ、建築物を使用してはならない。	「法7条の6」より、「法6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない。」とわかる。問題文の建物は、「一号から三号」には該当しないため、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。	○

問題文の
行政庁指定
→ 二号ではない!
...3階建ての
EPC造。
→ 2階建て
2階ではない!

08.「申請手続」のピックアップ問題

比較的②

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28042	確認申請	安全上の措置	地上3階建ての百貨店(3階における当該用途に供する部分の床面積の合計が1,600㎡のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において建築物を使用する場合には、当該建築主は、仮使用の認定に加え、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」に「安全上の措置等に関する計画の届出」の解説が載っており、「所定の特殊建築物で、政令で定めるものの新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。その「政令で定めるもの」については「令147条の2」の「一号」より、「百貨店の用途で3階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもの」とわかる。問題文は、「1,600㎡とあるため、「安全上の措置等に関する計画」を行政庁に届け出なければならない。 安全計画届出制度	○
24043	確認申請	安全上の措置	延べ面積4,500㎡の病院(5階以上の階における病院の用途に供する部分の床面積の合計が1,200㎡のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、建築確認及び仮使用の承認に加え、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」に「安全上の措置等に関する計画の届出」の解説が載っており、「所定の特殊建築物で、政令で定めるものの新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。その「政令で定めるもの」については「令147条の2」の「二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもの」とわかる。問題文の場合、この部分の面積が「1,200㎡とあるため、「建築確認及び仮使用の承認」は必要となるが、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。	×
30041	確認申請	安全上の措置	既存の地上5階建ての病院(5階における当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡のもの)に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事の施工中に、当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」、「令147条の2第二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもので、新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。ただし「法7条の6」、「令13条の2」より、「非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事は、避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事に該当する。」とわかる。よって、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。 仮使用は、確認申請が必須。 安全上の届出は、「避難施設等」の工事の場合にのみ必要。	×
24042	定期報告	定期報告	延べ面積2,000㎡、地上5階建ての共同住宅(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況を調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「①「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数5以上で延べ面積1,000㎡を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「令16条第三号」に該当するため、定期報告義務が生じる。 政令により。 指定は、指尾、小規模特定と大規模事務所	○
01042	確認申請	定期報告	延べ面積3,000㎡、地上5階建ての事務所の用途に供する建築物(国等の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数5以上で延べ面積1,000㎡を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の「延べ面積3,000㎡、地上5階建ての事務所」は、「法6条1項第一号」の特殊建築物に該当しないが、「令16条2項」の建築物に該当する。よって、定期に、行政庁に報告しなければならない。(この問題は、コード「19043」の類似問題です。) → 令14条の2 → 指定により	○
30043	確認申請	定期報告	延べ面積1,000㎡、地上3階建ての、昇降機を設けていない自動車車庫の敷地、構造及び建築設備については、当該所有者(所有者と管理者が異なる場合には、管理者)は、定期に、一級建築士等にその状況の調査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。	「法12条」より、「①「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(令14条の2)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物はいずれにも該当しないため、定期報告義務が生じない。 (法別表(1))の1~4項、5項 = 5項	○
02042	確認申請	定期報告	延べ面積150㎡、地上3階建ての事務所に設けるエレベーター(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合には、管理者)は、当該エレベーターについて、定期に、一級建築士等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」に「定期報告」の解説が載っており、その「3項」より、「昇降機及び建築設備で、政令で定めるもの及び行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士等の検査を受け、その結果を行政庁に報告しなければならない(=定期報告義務が生じる)。」とわかる。政令で定める昇降機は、「令16条3項第一号」に載っており、「令129条の3第1項各号に掲げる昇降機(=エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)」とわかる(エレベーターは、建築物の用途・規模に関わらず、定期報告の対象となる)。よって正しい。 数字は法令集で見ればいい。 構成と覚える。	○

試験中
条文読解は
NG

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22212	確認申請	報告	建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについて、建築物に関する確認及び検査の特例を受ける場合は、建築主事は、設計者に対して、建築物の敷地、構造等に関する報告を求めることができない。	「法12条」に「報告、検査等」について載っており、その「5項」及び「同項一号」を訳すと「特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、設計者に対して、建築物の敷地、構造等に関する報告を求めることができる。」とわかる。尚、法6条第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについて、建築物に関する「確認及び検査の特例(法6条の4、法7条の5)」との関連性はない。問題文は誤り。 <i>行政庁・主事 → 設計者</i>	×
23034	用途変更、類似用途	用途変更	延べ面積5,000㎡の学校の用途を変更して、図書館とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。	「法87条」より、「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建とする場合(その用途変更が類似の用途相互間である場合を除く。)には申請義務が生じる。」とある。この「類似用途」については「令137条の18」より、「ある特建に対して、条文中同じ号に記載されている他の特建を類似用途とみなす。」とわかる。問題文の「学校から図書館への用途変更」は、「令137条の18各号」のいずれにも該当しないため、類似の用途相互間の変更には該当しない。よって、確認済証の交付を受けなければならない。 <i>類似特建と法同い。</i>	○
30034	用途変更、類似用途	用途変更	「木造、延べ面積300㎡、高さ8m、地上2階建ての共同住宅の、寄宿舎への用途の変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの)」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法87条」より、「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建とする場合(その用途変更が類似の用途相互間である場合を除く。)には申請義務が生じる。」とある。この「類似用途」については「令137条の18」より、「ある特建に対して、条文中同じ号に記載されている他の特建を類似用途とみなす。」とわかる。問題文の「共同住宅から寄宿舎への用途変更」は、「令137条の18各号」のいずれにも該当しないため、類似の用途相互間の変更には該当しない。よって、確認済証の交付を受けなければならない。(この問題は、コード「26034」の類似問題です。)	○
02032	用途変更、類似用途	用途変更	「第一種低層住居専用地域内における鉄筋コンクリート造、延べ面積2,000㎡、地上2階建ての博物館の図書館への用途変更」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法87条」より、「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建とする場合(その用途変更が類似の用途相互間である場合を除く。)には申請義務が生じる。」とある。この「類似用途」については「令137条の18」より、「ある特建に対して、条文中同じ号に記載されている他の特建を類似用途とみなす。」とわかる。問題文の「博物館から図書館への用途変更」は、「第六号」に該当するが、問題文は「第一種低層住居専用地域内」とあるため、「同条前段」より、類似用途の適用を受けない。よって、確認済証の交付を受ける必要がある。 <i>初</i>	○
02272	用途変更、類似用途	用途変更	延べ面積150㎡の「一戸建ての住宅」を「物品販売業を営む店舗」に用途変更しようとする場合、所定の基準に適合させる必要があるが、用途変更に伴う確認済証の交付を受ける必要はない。	「法87条」に「用途変更」について載っており、「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建とする場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の「床面積150㎡の飲食店」は、「法6条第一号条件」に該当しないため、申請義務は生じない。	○
01034	用途変更、類似用途	用途変更	「第一種住居地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての診療所(患者の収容施設があるもの)の、有料老人ホームへの用途変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの)」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	問題文は「診療所(患者の収容施設があるものに限る。)から有料老人ホーム(令19条より、児童福祉施設等に該当。)への用途変更」についての記述であり、「令137条の18第三号」より「類似用途相互間の用途変更」に該当するため、この場合、規模にかかわらず申請義務は生じない。	×
23031	用途変更、類似用途	用途変更	延べ面積5,000㎡の病院の用途を変更して、地域活動支援センターとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法87条」より、「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建とする場合(その用途変更が類似の用途相互間である場合を除く。)には申請義務が生じる。」とある。この「類似用途」については「令137条の18」より、「ある特建に対して、条文中同じ号に記載されている他の特建を類似用途とみなす。」とわかる。その「三号」より、「診療所(患者の収容施設があるものに限る。)から地域活動支援センター(令19条より、児童福祉施設等に該当。)への用途変更は、類似の用途相互間の変更には該当する。」とわかるが、問題文は、「病院から地域活動支援センターへの用途変更」であるため、類似の用途相互間の変更には該当しない。よって、確認済証の交付を受けなければならない。 <i>診療所と病院は別</i>	○
22044	用途変更	完了届	建築主は、建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。	「法87条」に「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建となる場合の確認申請を行うときは、法6条又は法6条の2の規定(建築主事又は指定確認検査機関による確認)を準用し、また、その工事が完了したときは、法7条1項の規定(建築主事による完了検査)を準用する」とあり、法7条の2(指定確認検査機関による完了検査)については言及されていない。更に、「法87条」において、「第7条1項中「建築主事の検査を申請し」とあるのは「建築主事に届け出なければならない」と読み替える」と規定されている。つまり、この問題の場合、完了検査を申請するのではなく、建築主事に工事完了の届け出を行わなければならないとわかる(完了検査不要)。問題文は誤り。	×

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28044	用途変更	完了届	建築物の用途の変更についての確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合においては、当該建築主は、建築物の用途の変更に係る工事が完了したときは、当該指定確認検査機関に届け出なければならない。	「法87条」に「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建となる場合の確認申請を行うときは、法6条又は法6条の2の規定（建築主事又は指定確認検査機関による確認）を準用し、また、その工事が完了したときは、法7条1項の規定（建築主事による完了検査）を準用する」とあり、法7条の2（指定確認検査機関による完了検査）については言及されていない。更に、「法87条」において、「第7条1項中「建築主事の検査を申請し」とあるのは「建築主事に届け出なければならない」と読み替える」と規定されている。つまり、建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合であっても、工事完了届については、建築主事に届け出なければならないとわかる。尚、これは、完了届けの届け出であって、完了検査の申請ではない（完了検査不要）。問題文は誤り。（この問題は、コード「17055」の類似問題です。）	×
02194	用途変更	完了届	建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事を完了したときは、工事完了届を建築主事に届け出なければならない。	「法87条」に「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建となる場合の確認申請を行うときは、法6条又は法6条の2の規定（建築主事又は指定確認検査機関による確認）を準用し、また、その工事が完了したときは、法7条1項の規定（建築主事による完了検査）を準用する」とあり、法7条の2（指定確認検査機関による完了検査）については言及されていない。更に、「法87条」において、「第7条1項中「建築主事の検査を申請し」とあるのは「建築主事に届け出なければならない」と読み替える」と規定されている。つまり、建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合であっても、工事完了届については、建築主事に届け出なければならないとわかる。尚、これは、完了届けの届け出であって、完了検査の申請ではない（完了検査不要）。（この問題は、コード「26031」の類似問題です。）	

- ・ 完了検査 → 届出。
- ・ 届出先は、建築主事のみ。

※講義の最後に時間があれば皆でやってみましょう(予習は不要です)

■法令のイメージトレーニング【その1】

- ①. 最初は右半分を隠して考えてみましょう
- ②. 左欄の「数値」が記載された「条番号」は何の規定?
※その「条」がどの辺りにあるかをイメージします
※当ててすることに意味はありません。

③. 右欄の条番号・条文名から、どんな条件設定かをイメージ
「...以上、...を超える」「条文の構成はどうなっているか」
それをイメージしてから、法令集で条文を確認する
※他の条件や、前後の規定も確認
脳内マップを作るイメージ

■「500㎡」に関連する規定

法6条1項第二号()

法6条1項(確認申請)

・二号条件4つ ()を有するグループ
() () ()を超える

数字の和
構成を
イメージ
する

法2条第六号()

法2条第六号(用語の定義・延焼ライン)

5号は? 延焼面積500㎡ 高さ3m 軒高3m
7号は? 1階 m 2階 m 相互の外壁間 500㎡以内 何と何なる?
近所を
石壁記
以上? これ? 2x7? 2+0-11に注目
↓
1の建物とわかる

■「200㎡」に関連する規定

法6条1項第一号、三号()

■「200㎡」に関連する規定

法6条1項(確認申請)

一号 二号 三号 四号
↑参照 法7条の6() 仮使用
法12条() 定期報告
法87条() 用途変更

■「1/8」に関連する規定

令2条第六号口()

■「1/8」に関連する規定

令2条第六号口(高さ)

除くグループ: 代表格3つ() () ()

避雷設備・北側・高度地区

令2条第八号()

令2条第八号(階数)

屋上グループ条件 昇降機械...
地階グループ条件 倉庫・機械室

■「3m」に関連する規定

令2条2項()

■「3m」に関連する規定

令2条2項(地盤面)

建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面

→ その位置の〇〇〇が3mを超える場合... 何と何なる?

高低差

↓
3m以内とは平均
(複数の地盤面)

■「10㎡」に関連する規定

法6条2項

■「10㎡」に関連する規定

法6条2項(増改築10㎡緩和)

条件() ()

既存・増改築
以外
増改築10㎡以内
→ 新築は!